新PL研究 10号

The Journal of New Product Liability

No.10　2025

一般社団法人 PL研究学会

Association for Product Liability & Consumer Safety Studies

Since April 1st.2015

aplics.org

特別寄稿

EU 製造物責任指令の改正と日欧比較

小森 悠吾

弁護士法人大江橋法律事務所パートナー弁護士

2025 年 6 月 30 日採択

1. はじめに

2024 年 12 月 8 日、日本の製造物責任法の母体であり、1985 年の制定以来 40 年に亘って、改正の議論が出ては見送られてきた EU（欧州連合）の製造物責任指令が、遂に改正された（Directive (EU) 2024/2853 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2024 on liability for defective products and repealing Council Directive 85/374/EEC (Text with EEA relevance)。以下「新指令」といい、改正前の製造物責任指令を「旧指令」という。）。

新指令では、製造物責任の対象物にソフトウェアなどの無体物が含まれることになるとともに、製造事業者の「管理」という概念が新たに定められ、市場に置かれた後も製造事業者の管理下にある製造物の欠陥についても、製造事業者が製造物責任を負うこととされた。また、オンラインプラットフォーム事業者などへも製造物責任を拡大するとともに、製造物責任訴訟における証拠開示の制度と欠陥や因果関係の推定の制度が新たに設けられることとされた。

これらはいずれも、欧州のみならず日本においても議論の対象となり得る事項であり、新指令の内容は、その是非はさておき、日本の製造物責任法の今後の運用や改正を考えるに当たって、非常に参考になるものである。そこで以下では、新指令の主な内容を確認した上で、日本の製造物責任法との比較をし、今後の検討に繋げることとしたい。

2　新指令における主な改正内容

(1)　製造物責任の対象物（製造物）

旧指令では、製造物責任の対象となる「製造物」は、全ての動産とされ（旧指令 2 条）、ソフトウェアなどの無体物（電気を除く。）は含まれなかった。ただし、問題のあるソフトウェアが動産に組み込まれ、動産全体として欠陥が認められるという場合には、当該動産の製造事業者は製造物責任を負うとされていた。

新指令では、この製造物責任の対象となる「製造物」が、次のとおり拡充された。

すなわち、新指令における「製造物」には、旧指令において対象とされていた動産に加え、新たに、デジタル製造ファイルやソフトウェアも含まれることとなった。ただし、ソフトウェアの中でもフリーソフトウェアやオープンソースソフトウェア [1] は、産業界からの強い反対等もあり、引き続き「製造物」から除外されている（新指令 4 条 (1)）。

このうち、デジタル製造ファイルについては、新指令の前文において、次のように説明されている。デジタルファイルは、原則として、新指令における「製造物」に含まれないが、ドリルや旋盤、工作機械、3D プリンタなど、機械や工具を自動制御して製品を製造するために必要な機能情報（デジタル製造ファイル）は、被害者救済のための「製造物」とみなされるべきである。例えば、3D プリント製品の作成に使用されるコンピュータ支援設計ファイルに欠陥が存在する場合には、その開発者や提供者が製造物責任を負う（新指令前文 (16)）。

また、新指令における製造物責任の対象物との関係では、「関連サービス」という概念も新たに設けられた。新指令における「関連サービス」とは、製造物に組み込まれ又は相互接続され、それが存在しないと製品がその機能の全部又は一部を実行できなくなるような方法で製品に組み込まれ又は相互接続されたデジタルサービスのことを指す（新指令 4 条 3 項）。新指令では、ナビゲーションシステムにおける交通データの継続的な供給、物理的な製品のセンサーによってユーザーの身体活動や健康指標を追跡する健康モニタリングサービス、スマート冷蔵庫の温度を監視・調整する温度制御サービス、音声コマンドを使用して 1 つ以上の製造物を制御できるようにする音声アシスタントサービスなどが例として挙げられている（新指令前文 (17)。なお、インターネット・アクセス・

サービスは含まれない。)。この「関連サービス」は、製造物の「部品」の一つであるとされており、「関連サービス」に欠陥が存在する場合には、「関連サービス」の製造事業者は製造物責任を負うこととなる。

(2)　製造物責任の責任主体

旧指令では、製造物責任の責任主体となるのは、原則として、「完成品、原材料、部品の製造事業者及びその商号や商標その他の特徴を製品に付して自らを製造事業者として表示した者」であった。ただし、販売等のためにEU域内に製造物を輸入した者も製造事業者とみなすとされていた。また、製造事業者（輸入事業者を含む。）が特定できない場合、販売業者が被害者から製造事業者の特定を求められ、合理的な期間内に製造事業者を特定できないときは、当該販売業者も製造事業者とみなすこととされていた（旧指令３条）。

新指令では、この製造物責任の責任主体も、次のとおり拡充された。

すなわち、新指令における責任主体には、旧指令において責任主体とされていた、欠陥製造物（完成品）の製造事業者や欠陥部品の製造事業者[2]、輸入事業者[3]に加え、権限ある代理人[4]、フルフィルメントサービス提供者[5]も含まれることとされた（新指令８条１項）。また、販売業者の製造物責任については、旧指令においても、上記のとおり一定の場合には販売業者の製造物責任が認められていたところ、新指令においても、同様に、販売業者は、被害者から製造事業者等の特定を求められ、特定できなかった場合に製造物責任を負うとされている。新指令においては、その特定のための期間が１か月以内と明記された（新指令８条３項）。

以上に加え、新指令では、製造物責任の責任主体が次の二者にも拡充された。

第一に、市場に置かれていた製造物が大幅に変更された場合には、当該変更を行った事業者も製造物責任を負うこととされた。製品事故は、製造物が市場に置かれた後の事情によって生じることも少なくなく、特に現代の循環型社会においては、製造物の再利用やそのための変更・修理などが行われることが増加しており、これらに起因する製品事故についても十分に被害救済を行う必要がある。そこで、新指令においては、製造事業者以外の者が、製造事業者の許可なく製造物を大幅に変更した上で、当該変更製造物を市場に置くなどした場合には、その変更製造物の製造事業者として製造物責任を負うこととされた（新指令８条２項）。

第二に、オンラインプラットフォーム事業者についても、一定の場合には製造物責任を負うこととされた。これは、デジタル化を含む技術の高度化やグローバル化による流通の複雑化によって、被害者が製造物責任の相手方を特定することが非常に困難な場面が現れるようになったことによるものであり、新指令においては、オンラインプラットフォーム事業者が、上記の販売業者と同じく、被害者から製造事業者等の特定を求められ、特定できなかった場合には製造物責任を負うこととされた（新指令８条４項）。

(3)　製造物責任の責任原因（欠陥）

旧指令では、製造物責任の責任原因たる「欠陥」は、製造物の特徴（性能、効能等）や通常合理的に想定される使用方法、製造物が市場に置かれた時期を考慮した上で、消費者が当然に期待する安全性を有していない場合に、当該製造物に「欠陥」があるとみなすこととされていた（旧指令６条）。

これに対し、新指令では、製造物責任の責任原因たる「欠陥」は、人が期待する権利がある安全性を欠いている場合だけでなく、EU法又は各加盟国の国内法で要求される安全性を欠いている場合にも、製造物に欠陥があるとみなされることが明記される（新指令７条１項）とともに、次の９つの欠陥評価要素が具体的に提示（例示）された（新指令７条２項）。

① 製造物の外観、特性、ラベル、デザイン、技術的特徴、構成、パッケージ、組み立て、設置、使用、メンテナンス手順
② 製造物の合理的に予測可能な使用方法
③ 市場に置かれた後などに新しい機能を継続的に学習又は取得する能力（自己学習能力）の影響
④ 製造物と一緒に使用されることが予想される他の製造物の影響
⑤ 製造事業者の管理を離れた時点等
⑥ サイバーセキュリティ等
⑦ 当局によるリコールその他の介入
⑧ 製造物の使用が想定されるユーザーの特定のニーズ
⑨ 損害防止を目的とした製造物の場合にその目的を達成できなかったこと

これらの欠陥の判断要素は、旧指令においても明文化されていなかっただけで判断要素とされてきたものも少なくないが、特に、市場に置かれた後の自己学習に関するアルゴリズムの問題の有無（上記③）やサイバーセキュリティのアップグレードの適否（上記⑥）などは、現代のデジタル社会において、製造物の安全性は、市場に置かれた時点の品質等だけでなく、市場に置かれた後の適切な管理を通じて実現していくものであることから、新たに判断要素とされたものと理解される（新指令前文 (32) 参照）。

(4) 製造物責任の賠償対象（損害）

旧指令では、製造物責任の賠償対象となる損害は、死亡又は人身傷害による損害と 500 ユーロ以上の財産（ただし、欠陥品自体の損害や個人的に使用・消費される（されている）ものを除く。）とされていた（旧指令 9 条）。

これに対し、新指令では、製造物責任の賠償対象となる損害には、死亡又は人身傷害の損害と欠陥品以外の財産の損傷による損害（なお、旧指令のような下限制限はない。）に加え、データの損傷による損害も含められることとされた。ただし、財産の損害についてもデータの損害についても、事業上の目的で使用されている財産・データに関する損害は除外するとされている（新指令 6 条 1 項）。

(5) 製造物責任の立証責任

旧指令では、製造物責任は、被害者が、損害、欠陥及び欠陥と損害との間の因果関係を立証する責任を負うものとされていた（旧指令 4 条）。

これに対し、新指令では、製造物責任の立証責任について、原則論としては旧指令と同じく、被害者が、損害、欠陥及び欠陥と損害との間の因果関係を立証する責任を負うものとされた（新指令 10 条 1 項）が、その一方で、次の証拠開示手続（新指令 9 条）と欠陥・因果関係の推定制度（新指令 10 条 2 項乃至 5 項）が設けられ、被害者の立証責任の軽減が図られている。

このうち、証拠開示については、新指令では、被害者が賠償請求のもっともらしさを裏付ける事実及び証拠を提出した場合には、事業者に対して、関連証拠の開示を求めることができるとされている（ただし、事業者も被害者に対して同様の請求を行うことができる。）。その上で、証拠開示の要否については、裁判所が、必要かつ相当と認められる範囲の判断を行うとともに、事業者を含む関係者の営業秘密などを考慮すること（必要に応じて、秘密を保持するための具体的な措置を講じることも含む。）とされている。

また、欠陥・因果関係の推定については、新指令では、以下の要件の下で、①欠陥の推定、②欠陥と損害との因果関係の推定、そして、③欠陥と因果関係の両方の推定を行うことができる（事業者において反論反証することは可能。）とされている。

① 欠陥の推定
事業者が、証拠開示義務に反して証拠を開示しなかったとき、又は

被害者が、製造物がEU法又は国内法の強制的な製品安全要件に準拠していないことを証明したとき、又は
被害者が、合理的に予見可能な使用又は通常の状況下での製造物の明らかな故障によって損害が引き起こされたことを証明したとき

② 因果関係の推定
被害者が、製造物に欠陥があり、かつ、生じた損害が欠陥と典型的に一致する種類のものであることを証明したとき

③ 欠陥若しくは因果関係又はその両方の推定
証拠開示によって証拠が開示され、かつ、事件の関連する全ての状況を考慮したにもかかわらず、
被害者が、技術的・科学的複雑さのために、製品の欠陥若しくは欠陥と損害との因果関係、又はその両方を証明するのに過度の困難に直面し、かつ、
被害者が、製造物に欠陥がある可能性が高い（likely）こと若しくは欠陥と損害との因果関係がある可能性が高い（likely）こと、又はその両方を証明したとき

(6) 製造物責任の免責事由

旧指令では、製造物責任の免責事由について、事業者は一定の事由を証明できた場合には製造物責任を負わないとされ、その中には、日本の製造物責任法における開発危険の抗弁に相当する「製造物が流通過程に置かれた当時の科学的・技術的水準では、欠陥の発見は不可能だったこと」や、部品・原材料製造業者の抗弁に相当する「完成品に組み込まれる部品の場合、完成品側の設計に欠陥があったこと、又は完成品メーカーの指示に従った結果、欠陥が発生したこと」が免責事由として規定されていた（旧指令7条）。

これに対し、新指令では、製造物責任の免責事由について、旧指令と同様の免責事由が規定される[6]一方で、非免責事由として、たとえ製造物が市場に置かれる等した後になって欠陥が生じた可能性が高かったとしても、製造物が製造事業者の管理の下にあり、かつ、①関連サービス、②ソフトウェア（ソフトウェアの更新やアップグレードを含む。）、③安全性を維持するために必要なソフトウェアの更新又はアップグレードの欠如、④製造物の大幅な改造のいずれかに起因する場合には、事業者は製造物責任を免れないということが規定された（新指令11条）。

3 考察：新指令と日本法との同異

(1) 製造物責任の対象物（製造物）

上記2(1)のとおり、新指令では、製造物責任の対象物（製造物）には、動産（有体物）だけでなく、無体物であるソフトウェアなども含めることとされた。これに対し、日本の製造物責任法では、「『製造物』とは、製造又は加工された動産をいう。」とされており（法2条1項）、ソフトウェアなどの無体物は製造物責任の対象物から除外されている。したがって、新指令の適用範囲は日本法よりも広いということができる。

もっとも、日本法においても、旧指令と同様に、ソフトウェアが動産に組み込まれ、動産全体として欠陥が認められるという場合には、当該動産の製造業者は製造物責任を負うとされており、その意味では、ソフトウェアの欠陥による損害について、製造物責任による被害救済が全くされないわけではない。例えば、航空機の墜落事故に関する名古屋地判平成16年5月27日判時1854号63頁は、航空機の自動飛行システムの欠陥の有無が争点の一つとなっており、実質的にはソフトウェアの欠陥の有無が問題となった事案であるということができる。同事案において、原告は、自動飛行システムが組

み込まれた航空機のメーカーを被告として損害賠償請求訴訟を提起しており、結果としては、製造物責任法上の「欠陥」たる「通常有すべき安全性を欠いていること」（法２条２項）が認められないとして航空機メーカーの製造物責任は否定されている[7]が、日本法においても、ソフトウェアの欠陥について製造物責任による被害救済を求めることが可能であることを示す例の一つということができる。

他方で、デジタル化社会の急速な発展によって、昨今では、人工知能（AI）を含め、ソフトウェアが単体で販売・提供される機会が大幅に増えているところ、それらのソフトウェアによって生じた損害については、現在の日本法では、製造物責任を追及することはできない。その場合でも、民法の不法行為責任（過失責任）を問うことは可能であることから、被害救済の術がないわけではないが、一般に高度な技術的問題に関する不法行為責任の過失の主張立証は容易でないと言われることが多いのも事実である。それでは、ソフトウェアの欠陥の主張立証であれば過失の主張立証よりも容易なのかと言えば、それも判然としないところであるので、製造物責任の対象物を拡張すれば良いという問題でもないようには思われるが、新指令によって、日本法と比べて被害救済の選択肢が増えたこと自体は確かであろう。それが具体的にどのような違いに繋がっていくのか（あるいは、実質的な違いは生じないのか）は、大変興味深いところである。

(2)　製造物責任の責任主体

上記 2(2) のとおり、新指令では、製造物責任の責任主体として、一定の場合に、販売業者やオンラインプラットフォーム事業者を含めることとされた。これに対し、日本の製造物責任法では、製造物責任の責任主体はあくまでも「製造業者」（製造、加工又は輸入した者）（法２条３項１号）であって、責任主体を拡げても「製造業者」と誤認等させるような表示をした者や実質的な「製造業者」と認められる者までである（法２条３項２号及び３号）。販売業者については、いわゆる「茶のしずく石鹸事件」において、「販売元」と表示されていた事業者が実質的製造業者であると認定され、その製造物責任が認められたなどの例外はあるが、基本的には、製造物責任の責任主体となることはない。もっとも、販売業者は、少なくとも製造物の購入者に対しては、民法の不法行為責任（過失責任）に加えて、契約責任（契約不適合責任、債務不履行責任等）を負っており、被害者の主張立証責任が軽減されているということに鑑みれば、製造物責任まで認める必要性はそこまで高くないように思われる（新指令においても販売業者の製造物責任は限定的にしか認めていない。）。他方で、オンラインプラットフォーム事業者については、必ずしもそのようには言えず、例えば、東京地判令和４年４月 15 日判タ 1510 号 241 頁でも、オンラインプラットフォームで購入した商品からの発火について、オンラインプラットフォーム事業者の不法行為責任や契約責任は否定されている（当然、製造物責任も認められていない。）。そのため、新指令のように、オンラインプラットフォーム事業者の製造物責任を認めることは、被害救済の観点からすると意味のあることではあるが、他方で、自ら製造・加工・輸入していることから、製造物の安全性に本来的に責任を負うべき製造業者と、電子取引の場を提供しているだけのオンラインプラットフォーム事業者とは、本質的に異なる存在であるようにも思われる。この点についても、新指令の下での事例の集積を待って検討することが必要であろう。

一方、新指令で、製造物責任の責任主体として、製造物の改造を行った事業者も含めることとしている点については、いわゆる「ガス瞬間湯沸器死亡事故」において改造製品による死亡事故が多発したという問題からも分かるとおり、適切に被害救済をすべき問題であると考えられる。日本の製造物責任法においても、実際の行為態様にもよるものの、改造が「製造又は

加工」に該当するとして、改造業者が製造物責任を負う場合はあり得ると考えられる（改造によって安全上の問題が生じることを認識しながら、容易に改造される状況を放置した製造業者の責任は、後述する。）。

(3)　製造物責任の責任原因（欠陥）

上記 2(3) のとおり、新指令では、製造物責任の責任原因たる「欠陥」について、EU 法又は各加盟国の国内法で要求される安全性を欠いている場合に欠陥があるとみなされることが明記されるとともに、9 つの欠陥評価要素が具体的に提示（例示）された。これに対し、日本の製造物責任法では、欠陥の有無は、「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情」を考慮する（法 2 条 2 項）と記載されているのみであり、具体的な欠陥評価要素は、事案毎に適宜提示されている。例えば、「茶のしずく石鹸事件」の東京地裁判決（東京地判平成 30 年 6 月 22 日裁判所ウェブサイト）では、「具体的な考慮事情としては、製品の表示・警告、製品の効用・有効性、価格、被害発生の蓋然性・程度・内容、被害発生の回避の可能性、代替製品の利用可能性、法令上の安全規制等が挙げられるが、これらの考慮事情がすべての製品事故で考慮されるというのではなく、個々の製品事故ごとに必要な範囲で考慮して判断すべきものである。」と判示されている。この日本法における欠陥評価要素自体は、新指令が想定しているものと大きく異ならないと思われるが、新指令と日本法との大きな違いは、上記 2(3) でも指摘した、自己学習やサイバーセキュリティの点であろう。今後日本においても、AI や自動運転などがますます発達していくことになると予想されるが、そこでは自己学習のアルゴリズムの問題やサイバーセキュリティのアップデートの問題が必ずと言ってよいほど生じてくると思われる。日本法においては、これらの問題が欠陥評価要素に含まれると明記されているわけではないが、「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情」に含まれる事情であると理解して、製造物責任問題に臨む必要がある。

(4)　製造物責任の賠償対象（損害）

上記 2(4) のとおり、新指令では、製造物責任の賠償対象（損害）について、データの損傷による損害も含められることとされたところ、この点については、日本の製造物責任法ではそもそも損害の範囲に限定はないため、日本法でも損害の範囲に含まれると解される（ただし、損害額の立証の問題等はあり得る。）。

一方で、新指令が、製造物責任の賠償対象（損害）について、財産やデータの損害を事業上の目的で使用されているものを除外しているという点は、日本法にはない発想であって興味深い。日本の製造物責任法は、一般的に、BtoC だけではなく BtoB にも適用されると解釈されており、実際の製造物責任訴訟では、製品事故による企業の売上減少等といった逸失利益の請求がされることも稀ではない。場合によっては、データの損傷による莫大な逸失利益も、製造物責任の範疇に含まれると解されることになる。新指令は、事業者が無過失の場合にそうした損害の責任まで負わせるのは過大であると考えているのであろうが、他方で、そうした損害こそが適切に賠償されなければ十分な被害回復とならないという場合も少なくない。こうした点も、今後の検討課題であると思われる。

(5)　製造物責任の立証責任

上記 2(5) のとおり、新指令では、製造物責任の立証責任について、立証の負担軽減のために証拠開示の制度を設けるとともに、欠陥や因果関係、あるいはその両方について、一定の要件の下での推定を認めることとされた。

このうち証拠開示の制度については、日本法においても文書提出命令（民事訴訟法 223 条）等の手続が存在するところであり、新指令と日本法との異同の有無は、今後の事例の集積がまたれる。

一方、欠陥や因果関係の推定については、日本の製造物責任法では、複数の事案において、被害者から推定を行うべきであるとの主張がされているが、裁判所は基本的にこれを採用していない。もっとも、裁判所は、複数（多数）の事案において、「事実上の推定」を認めることなどによって、被害者の立証責任を事実上軽減するという対応をとっている。例えば、比較的最近の例で言えば、事業用大型貨物自動車のエンジンからの出火によって車両・積荷が全焼したという事案である大阪高判令和 3 年 4 月 28 日判時 2517 号 23 頁では、「事業用大型貨物自動車は…相当程度長期間にわたり高度の安全性が確保されることが求められるというべきこと、車両のエンジンは、多数の部品から構成され、科学的・技術的に高度で複雑な構造を有するものであることなどに照らせば、エンジンから発生した車両火災である本件事故においては、控訴人らは、…本件車両の納車から本件事故の発生までの間、通常予想される形態で本件車両を使用しており、また、その間の本件車両の点検整備にも、本件事故の原因となる程度のオイルの不足・劣化が生じるような不備がなかったことを主張・立証した場合には、本件車両に欠陥があったものと推定され」ると判示している。このような「製品を通常使用していたのに被害が生じた」ことをもって欠陥の主張立証と捉える考え方[8]は、欠陥の推定そのものではないが、新指令の推定に通じるものである上、個別の事案に応じた柔軟な対応が可能な手法であると評価できる。これに加えて、新指令のように推定まで認めるのかどうかは議論の余地があり、まして、欠陥と因果関係の両方を推定するという考え方については、相当慎重に検討する必要があると思われるが、現在の裁判例の傾向に鑑みると、新指令の今後の運用次第では、新指令と日本法とでさほど相違はないという可能性も十分あるのではないかと推察される。

(6)　製造物責任の免責事由

上記 2(6) のとおり、新指令では、製造物責任の免責事由について、旧指令に引き続き開発危険の抗弁等を維持した上で、「非免責事由」として、製造物が市場に置かれる等した後についての事業者の責任が規定された。これに対し、日本の製造物責任法では、製造業者等が製造物責任を負うのはあくまでも「引き渡したものの欠陥」（法 3 条）に関してだけであり、引き渡した後の改造やアップデート等については、それらに関する指示・警告等が不十分であったなどの理由から欠陥が認められることは別として、基本的には製造物責任を負うことはないと解されている。

もっとも、かつて日本においても前述の「ガス瞬間湯沸器死亡事故」が発生したように、製品事故は、製造物が市場に置かれた後の事情によって生じることも少なくない[9]。特に現代の循環型社会においては、製造物の再利用やそのための変更・修理などが行われることが増加しており、これらに起因する製品事故についても十分に被害救済を行う必要がある。また、ソフトウェアなど、市場に置いた後にアップデートを行うことによって継続的に使用可能となる製造物も増加している。最近もサイバーセキュリティが不十分であったためにランサムウェアに感染し、莫大な身代金を請求されるという例は後を絶たない状況にあり、そうした問題への対処も必要である。

他方で、一旦市場に置かれた後について、製品保証等などを行っていない場合であっても、無過失責任を負うというのは、製造業者等にとっては非常に重い負担となるのは間違いない。そういう意味では、新指令における「製造事業者の管理」が具体的な事案の中でどのように判断されるかというのは、一つの重要なポイ

ントになるのではないかと思われる。この点についても事例の集積がまたれる。

4　終わりに

今年は、日本の製造物責任法が施行されてから 30 年目の年である。その間、民法改正に伴う時効の改正を除き、改正されることのなかった製造物責任法であるが、その基となった EU（欧州連合）の製造物責任指令が改正されたことを機に、日本においても改正の議論が活発になることが予想される。今回の新指令には、日本法には規定のない内容が盛り込まれて、明確で分かりやすい基準となっているため、製造物責任のあり方を検討する上で大変参考になる。一方で、日本法については、規定自体は抽象的であるが、上記 3 のとおり、この 30 年間で積み上げられてきた裁判実務があり、その中で新指令と同様の解釈・運用が既にされてきていることも忘れてはならない。本稿は誌面の関係上その一部の提示にとどまってはいるが、製造物責任に関する更なる理解と議論の促進に繋がれば幸いである。

脚注

1.　新指令では、「ソフトウェア」の定義は置かれておらず、その外縁については今後の事例の集積がまたれる。

2.　欠陥部品の製造事業者は、当該部品が完成品（製造事業者の管理下にある場合に限る。）に組み込まれ又は相互接続していることによって当該完成品に欠陥が生じた場合に、製造物責任を負うとされている。

3.　輸入事業者は、欠陥製造物や欠陥部品の製造事業者がEU域外の事業者である場合に、製造物責任を負うとされている。

4.　権限ある代理人が製造物責任を負う場合は、輸入事業者と同じとされている。

5.　フルフィルメントサービス提供者は、欠陥製造物や欠陥部品の製造事業者がEU域外の事業者である場合で、かつ、EU域内に輸入事業者も権限ある代理人もいない場合に、製造物責任を負うとされている。

6.　新指令では、製造物の改造に関する製造物責任の規定が新たに設けられた関係で、免責事由についても、製造物の改造をした者は、欠陥が改造の影響を受けない製品の一部に関連するものであることを証明したときは免責される、との規定が新たに設けられた。

7.　原告は、機長の過失行為を理由に航空会社に対する損害賠償請求も行っており、同請求は認容されている。

8.　伊藤崇『製造物責任における欠陥の主張立証の実務』（民事法研究会、平成27年）では、「通常使用類型」と分類され、被害者の主張立証に有効であると指摘されている。

9.「ガス瞬間湯沸器死亡事故」では、危険な改造製品が使用される状況を放置したとして、製造業者の販売後の不法行為責任（過失責任）が認められた例もある（札幌地判平成23年3月24日裁判所ウェブサイト）。

新 PL 研究

The Journal of New Product Liability

第10号　2025 年 7 月 30 日発行

編集　一般社団法人 PL研究学会 学会誌編集委員会

発行　一般社団法人　APL-Japan
本部　〒173－0013 東京都板橋区氷川町47－4
アビタシオンK 1F
事務局　〒982－0823 宮城県仙台市太白区恵和町35－28
電話：050－6865－5180　FAX：022－247－8042

著作権者：一般社団法人 PL研究学会

© 2025 Association for Product Liability &
Consumer Safety Studies. All rights reserved

転記転載に際しては事務局に連絡し正規の手続きをお願いします。

ISBN 978-9912592-6-5